

「総量削減義務と排出量取引制度」における 検証機関と検証主任者

東京都環境局 都市地球環境部
総量削減課

検証とは

一般的に...

- 事実を確認すること

ISO等における定義

- 記録や文書等の客観的証拠を基にして、要求事項が満たされている事を確認すること

検証機関①(責任)

排出量取引のため、公平性の担保

- ・第三者機関として機能



事業者の排出量を確定する責任

- ・意図しない間違いの是正



遅滞なき検証業務の実施

- ・遅滞は、事業所の報告書提出に影響



検証機関②(要件)

要件その1

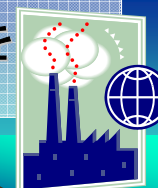
都内の営業所に1名以上の検証主任者を置く。

要件その2

検証業務と管理・検証精度確保に関する文書を作成する。

要件その3

検証業務部門と管理・検証精度確保部門を別々に置く。



検証機関③(検証主任者の配置)

要件その1

- 都内の営業所ごと、登録区分ごとに1名以上置く。
- 営業所に置く検証主任者と検証機関は、期間の定めのない又は1年以上の有期の雇用契約があること。

検証機関④(検証業務と管理・検証精度確保に関する文書)

要件その2

管理及び検証精度確保に関する文書に含まれる内容の例は、次のとおり。登録申請時に添付する。

- 検証機関の組織体制に関する規程
- 検証主任者等の管理に関する規程
- 文書・記録類の管理に関する規程
- 内部監査の実施に関する規程
- 異議申立てへの対応に関する規程
- 独立性に関する規程(利害相反の回避に係る規程)

検証機関⑤(検証業務部門と管理・精度確保部門)

要件その3

両部門について

- 検証業務部門と管理・検証精度確保部門を別々に置く。
- 両部門は独立性を維持しなければならない。
- 両部門に検証主任者を配置することが望ましい。
- 登録申請時に作成する管理・検証精度確保に関する文書及び検証業務規程に基づき業務を行う。

検証業務部門

- 検証計画の作成
- 検証業務の実施
- 検証結果の確定

管理及び検証精度確保部門

- 検証業務のチェック
- 検証主任者等の教育、力量維持
- 精度の確保、組織の維持など

管理

検証機関⑥(主な業務)

検証機関が行う主な業務は、次のとおり。

- 検証業務の管理、検証精度の確保
- 検証計画の立案
- 対象事業所の排出量算定等の検証
- 証拠に基づく結論の決定
- 帳簿類の管理
- 財務諸表の備置き

検証機関⑦(契約検証人)

外部委託は認められない。

しかし、外部検証人契約により、契約検証人を検証業務に従事させる場合は、次の点を満たす必要がある。

- 検証担当者等と同じ要件を満たしていること
- 検証機関が全面的に責任を負うこと
- 検証機関は、手順及び方針を示すこと
- 契約検証人は、これに従うこと
- 外部検証人契約は、書面で取り交わすこと
- これら遵守事項を契約書に記載すること

検証機関⑧(義務)

登録検証機関の主な義務について、次に例を示す。これらを守ることができない場合、**罰金の刑及び登録の取消し**が行われる。

- 帳簿類(契約書や報告書等)の保管
- 財務諸表等の備置き
- 利害相反の回避
- 秘密の保持

検証機関⑨(帳簿類の保管、財務諸表等の備置き)

- 帳簿類(契約書や報告書等)は、当該営業所に7年間保管する。
- 財務諸表等は、当該営業所に5年間備置かなければならない。
- 事業者その他利害関係人から財務諸表等の閲覧等を求められた場合は、応じなければならない。

検証機関⑩(利害相反)

検証機関は、著しい利害関係のある事業者が設置する事業所の検証業務を行ってはならない。

主な例

- 当該登録検証機関
- 親株式会社
- 役員又は職員が当該登録検証機関の役員に占める割合で半分を超える事業者
- 役員又は職員のうちに当該登録検証機関(法人は除く。)又は当該登録検証機関の代表権を有する役員が含まれている事業者

検証機関⑪(秘密の保持)

- 検証機関(法人の場合、役員。)若しくは、その職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

検証機関⑫(立入検査)

- 検証機関が要件を満たしていることや検証業務の内容を確認するため、都が立入検査を行う。
- 検査の結果、違反があれば適合命令、改善命令を行う場合がある。

検証機関⑬(適合命令、改善命令)

適合命令【登録拒否要件に抵触】

- 検証主任者の不配置
- 管理及び検証精度確保に関する文書作成やその部門の設置を行っていない場合

必要な処置をとるように命令

改善命令【検証機関の義務違反】

- 遅滞なき検証業務の実施
- 公正な検証業務の実施
- 都外の営業所による検証業務

業務の実施又は必要な処置をとるように命令

検証機関⑭(登録の取消し)

次に該当する場合は、登録の取消し又は業務の停止を命じられる。登録を取消した場合、2年間再登録できない。

- 登録や更新を不正な手段で取得したとき
- 検証業務で罰金を受けてから2年を経過していない者が役員又は法定代理人
- 変更届又は廃業届を届け出なかった
- 著しい利害関係を有する事業者の事業所について検証業務を行った
- 検証業務規程を届け出なかった。又は虚偽の届出
- 帳簿類及び財務諸表等の保存及び備置きを行わなかった
- 適合命令又は改善命令に違反した

検証機関⑮(罰則)

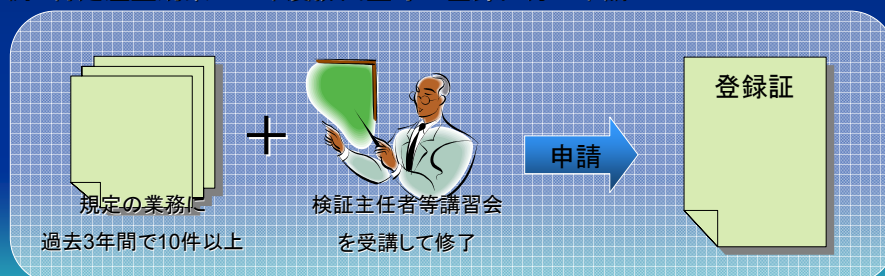
次に該当する場合は、**罰金50万円以下の罰則**を命じられる。

- ・ 業務停止命令違反
- ・ 未登録業者が検証業務を行った
- ・ 登録や更新を不正な手段で取得した
- ・ 秘密の保持に違反した場合
- ・ 帳簿類の保管や財務諸表類の備置きを行っていない
- ・ 届出を行っていない場合や虚偽の報告を行った場合

検証主任者①(要件①)

- ・ 登録区分ごとに設定された要件を満たさなければならない。
- ・ 営業所に置く検証主任者と検証機関は、期間の定めのない又は1年以上の有期の雇用契約があること。

例. 特定温室効果ガス年度排出量等の登録区分で申請



検証主任者②(要件②)

- 「特定温室効果ガス年度排出量等(特定ガス・基準量)」
省エネ診断、ISO14001審査、CDM有効化審査などの業務を過去3年以内に10件以上従事
- 「基準排出量等(基準量・都内外)」
省エネ診断、ISO14001審査、CDM有効化審査などの業務を過去3年以内に10件以上従事
または、省エネやCO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務を1年以上従事
- 「その他ガス削減量」
ISO14001審査、CDM有効化審査などの業務を過去3年以内に3件以上従事
- 「電気等環境価値保有量」
グリーン電力認証、CDM有効化審査などの業務を過去3年以内に10件以上従事
- 「優良事業所基準(第一区分)、(第二区分)」
エネルギー管理士などの資格を有し、省エネやCO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコミッションングの業務を3年以上従事

検証主任者③(責任と役割)

- 事業者に対する公正な検証業務の実施
- 検証業務における計画の立案
- 証拠に基づく結論の決定
- 管理及び検証精度確保部門においては、
検証主任者の力量維持

検証主任者④(欠格事項)

- 検証機関が登録を取り消されたとき、その処分のあった日前30日以内に役員であったもの
- 検証主任者として、検証した事業所と著しい利害関係があったことが判明し、検証機関が登録を取り消されたとき
- これらの事項に該当し、処分のあった日から、**2年経過しないと再登録**できない

検証担当者

- 検証業務に従事する登録区分ごとに、検証主任者等講習会を修了することが必須要件
- 検証担当者は、計画の立案や結論の決定を行えない。
- 定期的な講習会受講を要する。

「総量削減義務と排出量取引制度」における 算定・検証ガイドラインについて

検証の方法①(ガイドライン)

東京都が公表を行っている又は近日公表するガイドラインは、以下のとおり。

- ・ 特定温室効果ガス排出量算定ガイドライン
- ・ 特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン
- ・ その他ガス排出量算定ガイドライン
- ・ その他ガス削減量算定ガイドライン
- ・ その他ガス削減量検証ガイドライン
- ・ 検証機関の登録申請ガイドライン

これらを理解しておく必要がある。

検証の方法②(検証計画)

特定温室効果ガス排出の検証の場合、例として以下の検証計画を行う

- 利害相反の回避の確認
- 検証業務における人員構成
- 事業所の概要把握
- 燃料等使用量の検証に係る方法の選択
- 検証計画の作成

検証の方法③(事業所の範囲)

テナントと区分所有

テナント1	区分所有1
テナント2	区分所有2
テナント3	区分所有3

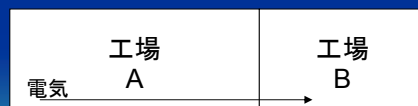
一事業所とみなす。

算定の除外

事務所	事務所
商業施設	事務所
住宅	熱供給施設

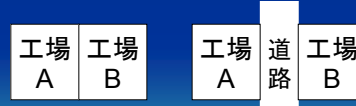
住宅、熱供給施設、電気事業用発電所は除外

エネルギー管理の連動性



一事業所とみなす。

隣接と近接



隣接

近接

検証の方法④(全数検証とサンプリング検証)

全数検証方式

- ・「燃料等使用量」シートに記載された全ての燃料等使用量を検証する。

サンプリング検証方式

- ・データ収集・集計の方法がルール化されている。
- ・かつ、同一エネルギー種で監視点が10以上、又は購買データが年間で200件以上ある監視点がある。
- ・「燃料等使用量」シートに記載されたうち、サンプリングを行って燃料等使用量を検証する。

検証の方法⑤(監視点の把握)

算定から除外するもの

- ・ 駅における運輸部分
- ・ 住宅用途への供給
- ・ 他の事業所への熱又は電気の供給
- ・ 事業所外で利用される移動体への供給

算定から除外できるもの

- ・ 少量排出、工事のための燃料

監視点とは

- ・ 受電点
- ・ ガスメーター
- ・ 燃料タンクなど

書類での確認

燃料等使用量
監視点リスト

届出図面

確認

監視点の把握

検証の方法⑥(検証チェックリスト)

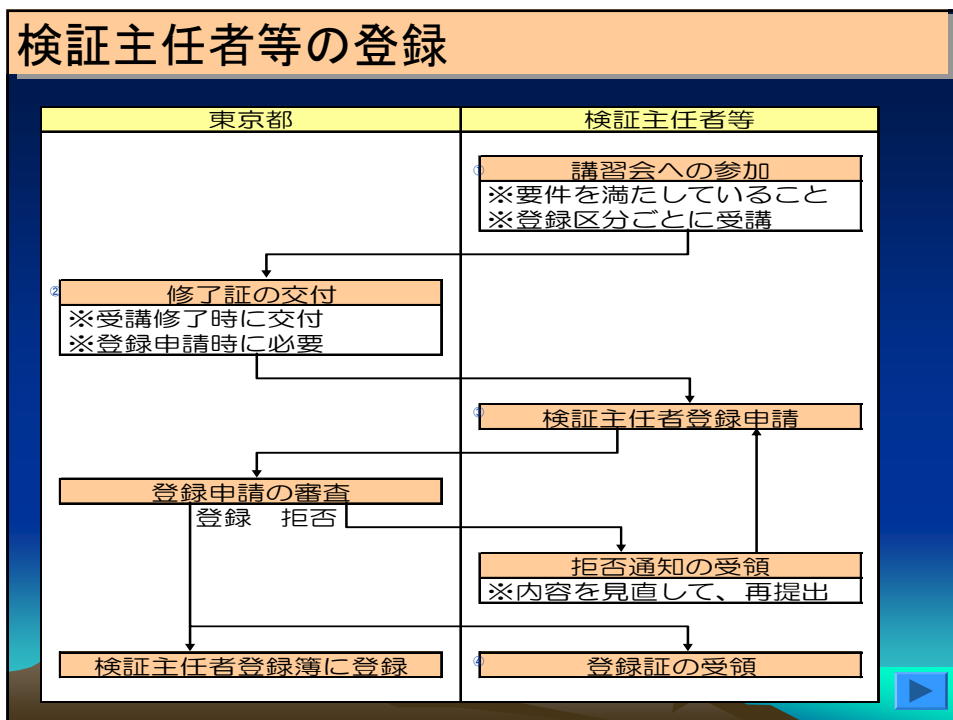
- ・ 検証は、「検証チェックリスト」に基づいて、実施する。

検証先の事業所名称		指定番号	検証の対象年度				
No.	算定報告書の項目番号	検証チェック項目	根拠とした資料	適合	不備あり	不明	検証結果
0	1	<指定番号> 事業所の名称、所在地、指定番号は正しく報告されているか。	☐ 指定地球温暖化対策事業所指定通知書 ☐ 特定地球温暖化対策事業所指定通知書 ☐ その他()				
1	1	<事業所範囲の特定> 「建物の延床面積」が(根拠資料に基づき)正しく報告されているか。	☐ 建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告 ☐ その他公的資料() ☐ その他()				
2	2(1)(2)	<事業所範囲の特定> 事業者が所有する「建物等」はガイドラインに従い正しく識別されているか。	☐ 建築基準法の確認申請、計画通知又は定期報告 ☐ 工場立地法の届出 ☐ 水道法の水道事業経営の許可申請 ☐ 下水道法の事業計画の認可申請 ☐ 一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可申請 ☐ 熱供給事業法に基づく事業の許可申請 ☐ 電気事業法に基づく事業の許可申請 ☐ その他公的資料() ☐ 現地の目視 ☐ その他()				

検証の方法⑦(検証結果報告書)

- ・ 検証結果【特定温室効果ガス排出量の検証】
 1. 検証結果報告書
 2. 検証結果の詳細報告書
 3. サンプル計画書(サンプリング検証方式を選択した場合)
 4. 特定温室効果ガス排出量検証チェックリスト
 5. 排出量検証実施報告書

「総量削減義務と排出量取引制度」における 検証機関及び検証主任者の登録方法



検証主任者等講習会

- 検証主任者は、講習会修了のほかに、登録区分ごとに一定の経験が必要
- 検証主任者以外に業務に従事する従業者も講習が必要（検証担当者）
- 各ガイドラインに基づいた内容を講義
- 修了試験合格をもって、講習会修了となる。



検証主任者等講習会修了証

- 講習会を修了した方に交付
- 修了証は、3年間、知事が行う講習会の証明として有効
- 検証主任者登録申請の際に写しの添付を必要とする
- 検証担当者は、この修了証が規則で定める講習会の修了を証明する書類となる



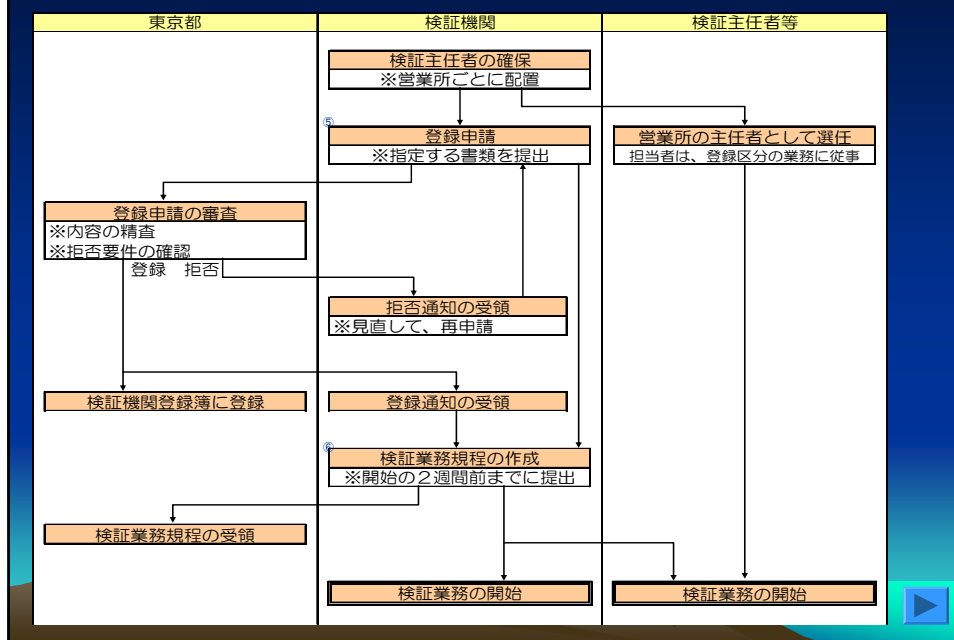
検証主任者登録申請

- 申請には、申請書、業務経歴書（経歴を証明する書類を含む）、講習会修了証の写しが必要 → [様式](#)
- 業務経歴の件数については、平成22年3月31日までの申請については、特例措置がある

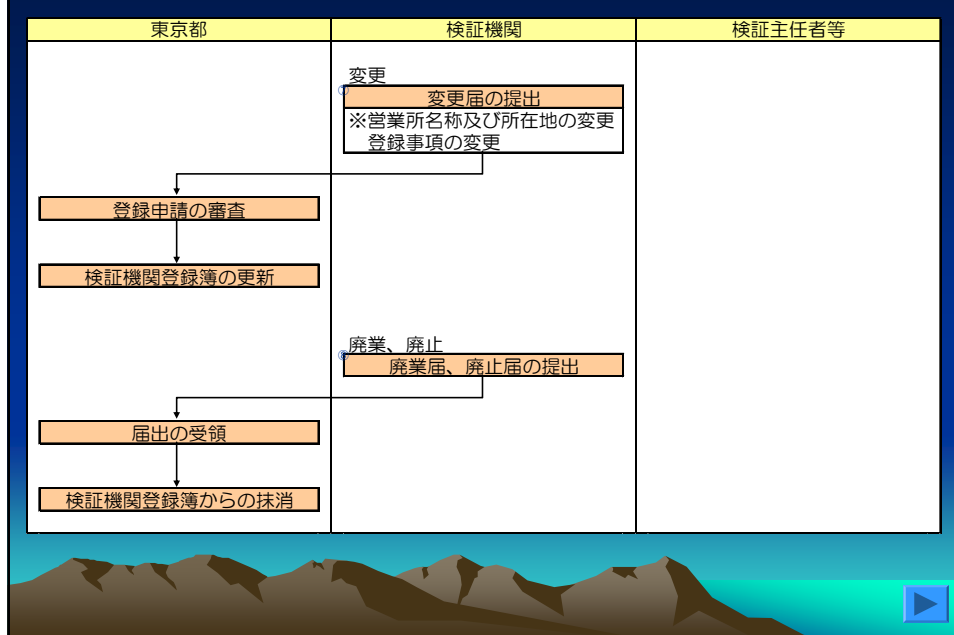
検証主任者登録証

- 登録証には、氏名、生年月日、登録番号、顔写真、有効期限が記載されている
- 届出申請後、東京都が審査のうえ、申請者に交付
- 登録が拒否された場合は、理由を付して拒否通知書を送付
- 登録証は、検証機関登録申請における証明書類となる
- 定期的な更新を要する

検証機関の登録申請①



検証機関の登録申請②



検証機関の登録申請書類

登録申請を行うためには、以下に掲げる書類の提出が必要

- 検証機関登録申請書 → [様式](#)
- 申請者の誓約書 → [様式](#)
- 検証主任者登録証の写し
- 検証業務管理及び検証精度確保に関する文書
- 登記事項証明書(個人:住民票の写し)
- 営業所名称及び所在地を示した書類 → [様式](#)
- 申請者の略歴 → [様式](#)



検証業務規程の作成

検証業務を開始する2週間前までに以下に掲げる内容を含んだ規程の提出が必要

- 検証業務の実施及び管理の方法
- 検証業務の対象となる営業所等の場所
- 検証業務の料金
- 検証業務部門と管理・検証精度確保部門を行う者の選任、解任及び配置に関すること
- 秘密の保持
- 書類の保存
- 帳簿類の保存、財務諸表等の備置きと閲覧手続き



登録受付の日程について

登録検証機関向け説明会	平成21年7月17日
検証主任者等講習会	平成21年7月22,23,25日
講習会修了証の交付	平成21年7月31日頃
検証主任者の登録受付開始	平成21年8月3日頃
登録検証機関の登録受付開始	平成21年8月10日頃
登録検証機関の公表	平成21年8月26日頃

登録受付等については、鋭意、スケジュールのとおり行う予定ですが、詳しい日程は、随時、環境局ホームページ(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>)でご確認ください

検証機関登録申請書

第2号様式（第5条の6関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
印
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

検証機関登録申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「条例」という。）第8条の7
第1項の規定により、検証機関として〔登録〕を次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規 2 更新 3 区分追加	登録番号	
氏名（法人にあっては、名称 及び代表者の氏名）			
住所（法人にあっては、主たる 事務所の所在地）			
登録区分	1 特定温室効果ガス年度排出量等 3 その他ガス削減量 5 優良事業所基準（第1区分）	2 基準排出量等 4 電気等環境価値保有量 6 優良事業所基準（第2区分）	
検証業務を行う都内の営業所の名称、所在地 及び当該営業所に置かれる検証主任者の氏名	別添のとおり		
法人である場合の役員の職氏名	別添のとおり		
未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所	別添のとおり		
検証機関登録申請者が条例第8条の9第1項の各号のいずれにも該当しないものであることを誓約する書面その他の規則で定める書類	別添のとおり		
連絡先	（電話番号）		
受付欄			

（日本工業規格A列4番）

備考
1 印の欄には、記入しないこと。
2 「登録の種類」欄及び「登録区分」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 「登録番号」欄は、更新の登録又は新たな区分の登録の場合のみ記入すること。

検証機関に関する基本的
事項を記載

都内の営業所に配置する
検証主任者は、概要書に
記載する

法人の場合、役員の職と
氏名を別添書類として、作
成する

規則で定める誓約書や略
歴書の提出も必要

検証機関登録申請書

第2号様式の2（第5条の6関係）

東京都知事 殿

検証機関登録申請者誓約書

私は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の9第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

検証機関登録申請者の氏名
（法人にあっては、
名称及び代表者の氏名）

印

（日本工業規格A列4番）

「検証機関登録申請者誓約書」

検証機関登録申請書に添付する

以下に抵触していないことを誓約する

条例に違反して罰金の刑に課せられてから2年経過していない

登録の取消があった場合、その処分から2年を経過していない

検証機関が登録取消しの処分があった日前30日以内に役員であった

業務停止命令の期間が経過していない



検証機関登録申請書

検証機関概要書

1 検証機関の名称等

(1) 検証機関の名称等

検証機関登録申請者の氏名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
検証機関登録申請者の住所 （法人にあっては、主たる事業所の所在地）	
ホームページ	

(2) 検証業務を行う都内の営業所

検証業務を行う都内の営業所	営業所の名称		
	所在地		
	(1) 担当部署		
	連絡先	電話番号	電子メールアドレス
	営業所の名称		
	所在地		
	(2) 担当部署		
	連絡先	電話番号	電子メールアドレス
	営業所の名称		
	所在地		
	(3) 担当部署		
	連絡先	電話番号	電子メールアドレス
	営業所の名称		
	所在地		
	(4) 担当部署		
	連絡先	電話番号	電子メールアドレス

「検証機関概要書」

検証機関の名称、住所、営業所について記載



検証機関登録申請書

「検証機関概要書」

(1) 営業所①における検証主任者のリスト

営業所名											
所在地											
検証主任者(1)	氏名										
	登録区分										
	登録番号	登録区分有効期限	西暦	年	月	日					
検証主任者(2)	氏名										
	登録区分										
	登録番号	登録区分有効期限	西暦	年	月	日					
検証主任者(3)	氏名										
	登録区分										
	登録番号	登録区分有効期限	西暦	年	月	日					
検証主任者(4)	氏名										
	登録区分										
	登録番号	登録区分有効期限	西暦	年	月	日					
備考											

「検証機関概要書」

都内の営業所に配置する
検証主任者について記載
する

記載項目は、氏名、登録
区分、登録番号、有効期
限

都内の営業所に配置する
検証主任者について記載
する

記載項目は、氏名、登録
区分、登録番号、有効期
限

検証機関登録申請書

第2号様式の3（第5条の6関係）

検証機関登録申請者略歴書

検証機関登録申請者との関係		1 本人		2 法定代理人		3 役員	
現住所		〒					
		電話（ ）					
職氏名						生年月日	年 月 日
略歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容					

上記のとおり相違ありません。
年 月 日
氏 名 印

（日本工業規格A列4番）

備考 「検証機関登録申請者との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

検証機関登録申請書に添付する。

- ①個人にあつては、申請者本人
- ②申請者が未成年の場合、本人と法定代理人
- ③法人にあつては、役員

①個人にあっては、申請者本人

③法人にあっては、役員

検証主任者登録申請書

別紙2(第十三条関係)

平成 年 月 日

東京都知事 殿

検証主任者登録申請書の氏名

検証主任者登録申請書の住所

検証主任者登録番号(発給している場合)

第 号

検証主任者登録申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第五十五条の十一第一項の規定により検証主任者登録申請書を提出します。

(1)登録区分と資格

登録区分	資格	区分内資格	申請書記載
登録区分	☐	1.特定ガス・基準量	1.上平島、正造、新堀で都民の安全に貢献したもので、
	☐	2.基準量・都内外	2.都400mm×幅300mmの
	☐	3.その他ガス削減量	3.削減もあつてくさいい、
	☐	4.電気等環境価値保有量	4.削減もあつてくさいい、
	☐	5.優良事業所基準(第1区分)	5.削減もあつてくさいい、
	☐	6.優良事業所基準(第2区分)	5.削減もあつてくさいい、

(2)資格要件

(1)登録区分の資格の修了

登録区分	講習会の種類	修了日
1.特定ガス・基準量		年 月 日
2.基準量・都内外		年 月 日
3.その他ガス削減量		年 月 日
4.電気等環境価値保有量		年 月 日
5.優良事業所基準(第1区分)		年 月 日
6.優良事業所基準(第2区分)		年 月 日

2.当該申請の区分に係る検証業務の要領

業務経験のある分野	過去の業務経験	概要

(3)勤務先など

企業及び団体名(営業所)	住所

登録区分や講習会の修了などについて、記載する

検証主任者登録申請書は、登録受付時に入手できます

登録検証機関登録事項変更届

第2号様式の8(第5条の9関係)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

登録検証機関登録事項変更届

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の10第2項の規定により、登録検証機関の登録事項の変更を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
登録検証機関の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
登録番号	
変更年月日	年 月 日
変更事項	変更前 変更後
連絡先	(電話番号)
受付欄	

(日本工業規格A列4番)

備考 印の欄には、記入しないこと。

営業所の名称変更は、別の様式を使用する。

登録検証機関廃業等届ほか

第2号様式の3（第5条の10関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関廃業等届

船民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の11第1項の規定により、登録検証機関の廃業等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	
登録検証機関の住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
登 録 番 号	
届 出 の 理 由	1 死 亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 解 散
届出理由の生じた日	年 月 日
登録検証機関と届出人との関係	1 相 続 人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人
通 絡 先	（電話番号）
受付欄	

備考 1 印の欄には、記入しないこと。
2 「届出の理由」欄及び「登録検証機関と届出人との関係」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

（日本工業規格A列4番）

第2号様式の10（第5条の10関係）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

登録検証機関検証業務廃止等届

船民の健康と安全を確保する環境に関する条例第8条の11第2項の規定により、登録検証機関の検証業務の廃止等を次のとおり届け出ます。

登録検証機関の氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	
登録検証機関の住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	
登 録 番 号	
休止又は廃止の別	1 休止 2 廃止
休止又は廃止の検証業務の範囲	
休止の期間又は廃止の日	
通 絡 先	（電話番号）
受付欄	

備考 1 印の欄には、記入しないこと。
2 「休止又は廃止の別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

（日本工業規格A列4番）

廃業の場合

30日以内に提出

廃止・休止の場合

あらかじめ提出



ご清聴ありがとうございました